

# 人材紹介手当取扱基準規程

株式会社トーコー

## 第1条：目的

本取扱基準は、職員給与規程及び特別社員給与規程、特別嘱託給与規程の第19条に基づき、職員の友人知人にあたる方（以下「応募者」という）に対して、当社の魅力等を紹介し、応募者が直接当社へ入社に応募をし、所定の面接等を行い、入社後3か月以上勤務し定着確認後、紹介した職員に人材紹介手当を支給する。

## 第2条：支給対象者

本手当の受給資格対象者は、職員就業規則、嘱託就業規則、特別社員就業規則、特別嘱託就業規則及び特別嘱託B就業規則に定める、社員、嘱託、特別嘱託、特別嘱託Bとし、手当支給日現在に在籍する者に限る。

## 第3条：支給時期及び支給額

入社後3か月以上勤務し定着確認後、担当営業部長が「連絡表」「新解簿」にて「人材紹介手当支払い」の旨記載し総務部へ回付（稟議不要）し、紹介者に20万円を支給する。

## 第4条：その他

人材紹介手当支給対象となる求人にかかる人材要件及びその際の社員紹介手続き等は、社内イントラネットまたは社内報等を通じて社内へ適宜周知する。

以上

（実施日）

この規程は2022年5月1日制定、実施する。

（1）この規程は2024年4月1日より改定する。